

【特別障害者手当】対象となる障害の程度（厚生労働省「障害程度認定基準」より）

※項目内容については細かい規定があるため、この表に該当する方であっても診断書に基づいて決定しますので手当受給に該当しない場合もありますのでご注意ください。

◎障がいが単一の場合

- ① [令別表第2] 第3号（両上肢）・4号（両下肢）・5号（体幹）の障がいのうちの1つを有し、かつ、日常生活動作評価表の点数が10点以上のもの（認定基準P17～19、30、31）
- ② 障害児福祉手当の個別基準4（内部障害）又は個別基準5（その他の疾患）に該当し、かつ「安静度表」の1度の場合（認定基準P7～11）
- ③ 障害児福祉手当の個別基準6（精神障害）に該当するもので、かつ「日常生活能力判定表」の評価点が14点以上の場合（認定基準P11～13、24、31）

◎障がいが2つ以上の場合（認定基準P13～24）

[令別表第2] の第1号から第7号までの障害が2つ以上重複する場合。

◎障がいが3つ以上の場合（認定基準P24～30）

[令別表第2] の第1号から第7号までの障害に1つ該当し、かつ[表] の第1号から第11号までの障害が2つ以上重複する場合。

[令別表第2]

第1号	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
第2号	両耳の聴力レベルが100dB以上のもの
第3号	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
第4号	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
第5号	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
第6号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第7号	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

[表]

第1号	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
第2号	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの
第3号	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
第4号	そしゃく機能を失ったもの
第5号	音声又は言語機能を失ったもの
第6号	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
第7号	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
第8号	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの
第9号	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
第10号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
第11号	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

[日常生活動作評価表] ※補助具等を使用しない状態で行うもの。また、半身のみ障害が認められる場合、評価点は1/2として加点する。

動作	0点	1点	2点	
1.タオルを絞る(水をきれる程度)	一人ができる	一人ができるが、うまくできない	一人では全くできない	_____点
2.とじひもを結ぶ	一人ができる (5秒以内にできる)	一人ができるが、うまくできない (10秒以内にできる)	一人では全くできない (10秒ではできない)	_____点
3.かぶりシャツを着て脱ぐ	一人ができる (30秒以内にできる)	一人ができるが、うまくできない (1分以内にできる)	一人では全くできない (1分ではできない)	_____点
4.ワイシャツのボタンをとめる	一人ができる (30秒以内にできる)	一人ができるが、うまくできない (1分以内にできる)	一人では全くできない (1分ではできない)	_____点
5.座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持續する)	一人ができる	一人ができるが、うまくできない	一人では全くできない	_____点
6.立ち上る	一人ができる	一人ができるが、うまくできない	一人では全くできない	_____点
7.片足で立つ (右)	一人ができる	一人ができるが、うまくできない (0.5点)	一人では全くできない (1点)	(右) _____点
(左)	一人ができる	一人ができるが、うまくできない (0.5点)	一人では全くできない (1点)	(左) _____点
8.階段の昇降 (昇)	一人ができる	一人ができるが、うまくできない (0.5点)	一人では全くできない (1点)	(昇) _____点
(降)	一人ができる	一人ができるが、うまくできない (0.5点)	一人では全くできない (1点)	(降) _____点
合計(16点満点)				_____点

[安静度表]

安静度表(抜粋)		安静度1度 [絶対安静]	安静度2度 [終日横になっている]
1	食事	ねたまま食べさせてもらう	横になるか又は物にもたれて食べる
2	排便	便器を使う	
3	面会談	いけない	安静時間以外の時間に連続15分以内
4	歩行	いけない	
5	清拭と入浴	入浴はいけない 清拭は医師の指示による	入浴はいけない 清拭は人にしてもらう
6	洗髪	いけない	人に拭いてもらう
7	外来受診	外来受診はいけないが、病状について常に医師と連絡を保つ	
8	自由時間の内容	自由時間はない	
9	禁止事項	日光浴、酒、煙草、体操、声楽、湯治等は厳禁	

[日常生活能力判定表]

動作及び行動の種類	0点	1点	2点	
1.食事	一人ができる	介助があればできる	できない	_____点
2.用便(月経)の始末	一人ができる	介助があればできる	できない	_____点
3.衣服の着脱	一人ができる	介助があればできる	できない	_____点
4.簡単な買物	一人ができる	介助があればできる	できない	_____点
5.家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない	_____点
6.家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない	_____点
7.刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない	_____点
8.戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない	_____点
合計(16点満点)				_____点